	第35回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年2月10日（水）午後3時30分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 13名	1番　朝来野　清　3番　筒井　昌一　4番　得丸　芳昭 5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範　7番脇　文夫 8番　加藤　隆生　9番　阿部　清　10番　釘宮　修一 11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一　13番　平山　孝行 14番　福崎　智幸
４．欠席委員 1名	2番　和田　清秀
５．事務局	事務局職員　3名
事務局	ただいまより第35回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第35回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に6番の齊木委員、12番の齊藤委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より北東に約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約72a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より東に約250mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、佐伯市に農地を所有していることが、佐伯市農業委員会の耕作証明書により確認できます。申請地においてタマネギ、ジャガイモ、サトイモを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台所有しています。な

	お、契約成立後の経営面積は佐伯市の所有農地と併せて約65a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより北西に約620mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において果樹を栽培予定です。農機具は管理機を3台、裁断機を2台、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約76a になります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次の2番は関連する非農地証明願の審議を先に行います。23ページ　第6号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告してください。

事務局	譲渡人と非農地の願人が同一ですので、先に非農地証明願から審議をお願いたいと思います。23ページをご覧ください。土地の表示、願人は議案の通りです。証明内容です。昭和60年頃より耕作放棄により、山林化している状況です。現地調査報告です。申請地の上戸次5377は、大南市民センターより南東に約2.3km の距離に位置し、中戸次818-1は大南市民センターより南東に約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、23ページ　第6号議案　１番について採決します。 第6号議案　1番について非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案　1番は非農地決定します。 戻りまして、2ページ　2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東に約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台所有してい

	ます。なお、契約成立後の経営面積は約222a となります。 地区審議会で審議してところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
3番筒井委員	譲受人は、高齢ですが後継者はいるのでしょうか。
事務局	地区審議会でも同様の質問がありましたが、この方お一人で耕作しており、後継者もいません。しかしながら今回の申請地は、これまで相対で借りて耕作しておりますし、申請時にお会いしましたが大変お元気で、耕作については問題ないだろうと判断しました。
議長	他になければ、次の3ページ　1番の審議を行う前に、第5号議案　農地所有適格法人の認定について審議します。21ページについて事務局から説明してください。
事務局	事業内容としては、農業関連事業を行っている法人で今回3条申請が出ています。2番の事業要件については、農業関連事業が売上の過半を占めています。次に3番の構成員要件については、2名が年間150日以上農業又は関連事業に従事し、議決権の70%で議決権の過半を占めています。また4番の業務執行役員要件についても、それぞれ役員の方が年間150日以上の農業に従事、一人の方は250日以上農業に従事しており要件を満たしています。以上のことから、地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく認定相当との意見でした。
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について認定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は認定します。 戻りまして、3ページ　1番について審議します。坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より北に約1km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、農地所有適格法人の認定を同時に申請しており、申請地においてクリを栽培予定です。農機具は乾燥機を7台、キャリー車を6台、クローラーを2台、ユンボ、ユニック車を各1台所有しています。なお契約成立後の経営面積は杵築市の経営面積を併せて約715a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西に約1.7km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・

	営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約108a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番得丸委員	面積が非常に小さいですが、なにか事情があるのでしょうか。
事務局	24ページをご覧ください。今回、土地を譲り渡す際に宅地、山林は非農地証明後に地目変更し譲り渡します。農地の部分は保全管理状態で非農地に当たらない為、3条申請で譲り渡したいとのことで面積は小さいですが申請となりました。
議長	他になければ、4ページ　1番は、16ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　3番と関連があり、大分地区ですので私から一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	まず16ページです。 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より北西へ約１km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、新規就農者で申請地ではニンニク、ネギを栽培します。農機具は管理機、草刈機を各2台、トラクター、運搬車、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は3条同時申請分と併せて約33a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

	戻りまして、4ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より北西に約500mの距離に位置した農地であり、現地283-2はニンニクが植えられ、283-3は耕起された状態、283-4はニンニク、ネギが植えられ、一部に農業用倉庫がありました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、新規就農者であり、申請地においてニンニク、ネギを栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各2台、トラクター、運搬車、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約33a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は大分市立川添小学校より南に約1.6km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約92a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ　農地法第4条許可申請　1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告していください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校の北約950mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、専用集宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2つ以上の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田中学校の南西約700mに位置する農地であり、現地は既に貸資材置場及び駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、貸資材置場及び駐車場用地として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6ページ　農地法第5条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の東約１km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、厨房機器の販売業等を営む者が資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	この申請は、国道210号の拡幅工事に関連した収用案件です。申請地は、大分市立横瀬小学校の東約380mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、コンビニエンスストアとして利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ7ページ　3番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館の東350m に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、宅地への進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	この申請は、国道442号の拡幅に伴う収用案件です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田中学校の西約500mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、専用集宅として利

	用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ8ページ　1番について、大分地区ですので私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分インターチェンジの西約430mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、譲受人が代表を務める法人に駐車場として貸す計画のものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条申請は許可相当とします。 続きまして、9ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗1821番、1822番は大分県警察学校より東へ約700m、竹矢2162番は旧野津原中部小学校より南東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農農業者で申請地では飼料作物を栽培します。農機具はトラクターを4台、モア、レーキ、ロールベーラ、ラップ機、ボブキャットを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約925a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ10ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南東へ約3km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を5台、乾燥機を3台、トラクターを2

	台、コンバイン、田植機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約272a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ11ページ　2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高校より北東へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、乾燥機、草刈機を各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約63a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、12ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
事務局	1番の報告の前に、ご説明します。 先月の定例総会に、この筆を含む2筆で利用権設定の申請がありましたが、定例総会後に貸渡人、借受人の連名で取下げの申し出がありました。審議は終了しておりましたが、公告前でしたのでそのまま取下げとし、今回改めて、この1筆のみの申請となりました。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立看護科学大学より東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では、キウイフルーツを栽培します。農機具は草刈機を1台所有、トラクターを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約10a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ13ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報

	告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は乾燥機を3台、コンバインを2台、トラクター、田植機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約130a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ２番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.9km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約112a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、14ページ　3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査

	報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約2.5km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約116a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、15ページ　1番について、大分地区ですので私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より東へ約300mの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約174a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大分地区ですので私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機、乾燥機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約47a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の16ページ　3番については第1号議案に関連して報告をいただいていますので、4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は山東菜が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では野菜を栽培します。農機具はトラクター、管理機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約378a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
6番齊木委員	山東菜とはどのような野菜でしょうか。
事務局	中国の山東省が原産で、チンゲンサイやタカナに似た野菜です。
議長	他になければ、17ページ　5番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北へ約1km の距離に位置した農地であり、現地の560-1、560-2、560-4、560-8は野菜の育苗用のハウスが建っており、その他では麦が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では水稲及び野菜を栽培します。農機具はトラクター、管理機を各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約39a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。

	それでは次に、18ページからの　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方・八万田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、飼料用米、麦を栽培する認定農業者で、申請地では水稲、飼料用米麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,928a となります。 次に2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する認定農業者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約454a となります。 次は、19ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、ミニトマト、ハクサイを栽培する農業者で、申請地ではピーマン、ミニトマト、ハクサイの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約77a となります。 続きまして、20ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。この案件は未相続の農地でしたので、半年間の公告を行った上、共有者代表としての申請となっています。現地調査報告です。申請地は門前地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を

	通じての3者契約です。配分先は主にオオバ、キャベツを栽培する農業者で、申請地ではオオバ、キャベツの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約144a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、21ページ　第5号議案は審議・採決をしていますので、22ページ第6号議案　非農地証明願　1番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成3年頃より耕作放棄により山林化してしまったということです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より東に約250mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成8年

	頃より耕作放棄により山林化してしまったとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原小学校より北東に約300mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、23ページ　1番については、第1号議案に関連して審議・採決していますので、23ページ　2番について事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、昭和49年頃より耕作放棄により山林化してしまったとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北東に約700mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、24ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成25年頃より耕作放棄により原野・山林化しているとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西に約2km の距離に位

	置した農地であり、現地は原野・山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なけれが、2番について事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、昭和43年頃より宅地・山林化していたとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西に約1.6km の距離に位置した農地であり、現地は宅地・山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番得丸委員	補助人とはどういうものですか。
事務局	成年後見人制度のひとつで、認知症や障がい等で判断が十分にできない方の財産や権利を保障するために、裁判所が指名し、財産を管理することの権限を与えられている人のことです。
議長	他になければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。 続きまして、25ページ　第7号議案　市民農園開設に係る承認申請について、事務局より報告してください。
事務局	7号議案について報告します。特定農地貸付法による承認申請です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。申請内容は、34㎡を20区画で特定市民農園として貸付を行いたいという内容です。通常は3条の申請が必要ですが、この申請により特定農地貸付法の承認を得ることで、貸付の際に農地法の手続きが必要なくなります。現地調査報告です。申請地は、桃園校区公民館より西に約50mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。1区画当たり34㎡で20区画の貸し付けを設定します。農政課との貸付協定を結んでおり、募集は大分市のホームページで行います。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第7号議案は承認します。 次の26ページからの第8号議案は報告事項ですので、事務局より報告してください。
事務局	報告します。26ページから28ページは農地法第3条の3届出で、相続や

	時効取得により農地を取得したという届出が、3件出ています。次に29ページ、30ページは農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地で所有者自身が転用するという届出が、2件出ています。続きまして31ページから33ページにかけては、農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地で権利移動を伴う転用の届出が、合計で15件出ています。次に34ページ、35ページは農地法第18条第6項通知で、利用権で双方合意での解約の通知が2件出ています。最後に36ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書ということで、無線基地局新設工事の計画書が1件出ています。 報告は以上です。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、以上で第35回定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他で、何かありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第35回定例総会を閉会します。